

広島県告示第七百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年八月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
手島医院	呉市本通五丁目一番二四号	平成二十三年六月三〇日